

●国民健康保険税条例の一
部改正

(第45号議案)

地方税法の改正に伴い、

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額を22万円から24万円に引き上げます。また、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘ずべき金額を、5割軽減の対象世帯については29万円から29万5000円に、2割軽減の対象世帯については53万5000円から54万5000円に引き上げます。

国民健康保険税の減免については、災害等により減免事由に該当することが明らかなる場合には、申請によらず市長の職権により減免を可能とする規定を設けます。

●文教委員会での主な質疑

問 今回の改正により財政的にはどうなるのか。

答 限度額の引き上げにより、国民健康保険税の調定額が約275万円増、軽減判定基準の見直しにより約

122万円の減となります。

この2つを相殺し、当初予算の収納率95%を掛けると国民健康保険税は約142万円の増となります。

問 市長の職権とは具体的にどういうものか。

答 国民健康保険税は災害、病気、失業などの理由により減免を受けることができ、大規模災害などで被災され減免の事由に該当することが明らかな場合などにおいては、被保険者からの申請によらず、市長の職権により減免を可能とするものです。

●本会議での主な論点

賛成 今回の課税限度額の改正は地方税法施行令の改正に伴うものである。薬剤・人件費等の増加が続くなか課税限度額を引き上げることで、国民健康保険運営のための財源確保につながる

と考える。
また、国民健康保険税の2割・5割の軽減措置及び市独自の減免については、低所得者世帯への軽減を拡大し、低所得者世帯へ配慮したものであり、これらの改正については妥当である

と考える。

反対 今回の改正により、後期高齢者医療への支援金の最高額が22万円から24万円へ2万円引き上げられる。これにより、国民健康保険税の最高額が2万円増額することとなる。収入の1割前後を国民健康保険税とすることは、どの所得層にとっても過酷なものである

と考える。

低所得世帯への軽減の拡大には賛成であるが、国民健康保険の加入者の半数以上を軽減の対象者としなければならぬことは、国民健康保険税が過酷であることの証であるため、本議案の改正には反対である。

その他の議案

●人権擁護委員の候補者の推薦

(第47号議案)

委員小林久子氏の任期が令和6年9月30日に満了することに伴い、同氏を引き続き委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、異議のない旨決しました。

■6月定例会で議決された令和6年度補正予算

会計名 (補正号数)	補正の主な内容	補正額	補正後の 予算額
一般会計 (第2号)	公共施設マネジメント事業費 節水システム導入委託料 1,491万9千円	9億3,240万円	445億4,540万円
	がまごおりデジタル健康プラットフォーム構築事業費 EHRサービス構築事業費 2億3,344万6千円		
	データセンター構築事業費 8,713万1千円		
	PHRサービス構築事業費 7,447万2千円		
	データ連携基盤構築委託料 4,290万円		
	個人情報取扱事務支援委託料 1,386万円		
	普及啓発活動委託料 457万6千円		
	住民自治組織連携事業費 地域集会施設建設等事業費補助金 4,730万円		
	地域集会施設整備基金積立金 6,155万8千円		
	戸籍情報システムデータ変更委託料 176万6千円		
	国民健康保険事業特別会計繰出金 254万9千円		
	プラチナ長寿健診事業費 221万5千円		
	予防接種事業費 2億6,721万2千円		
	ゼロカーボンシティ推進事業費 公共施設太陽光発電設備等賃借料 5,424万6千円		
	道路補修事業費 市道宮成町坂本前田1号線舗装補修工事費 2,400万円		
	学校諸活動支援事業費 よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進事業費 25万円		